

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第18号	
事故等種類	工事用オイルフェンス損傷	
発生日時	平成22年1月16日 06時20分ごろ	
発生場所	熊本県八代市 八代港防波堤灯台から真方位213.75° 5,730m付近（概位 北緯32° 28.783′ 東経130° 29.933′）	
事故等調査の経過	平成22年2月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 あゆみ丸、2.6トン	
船舶番号、船舶所有者等	KM3-70256（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	本船：船底に擦過傷、プロペラ及び同シャフトに曲損 工事用オイルフェンス：スカート部分が損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、八代市鶴ノ子島南東方沖を約10ノットの速力で南西進中、平成22年1月16日06時20分ごろ、捨石投入作業のため設置された工事用オイルフェンスに乗り入れた。 本船は、事故後、船体を点検し、浸水などの異状はなかったが、脱出が不可能であったので、僚船に救助と海上保安部への連絡を要請し、救助された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1 海象：潮汐 上げ潮中央期、波浪 平穏	
その他の事項	平成21年第十管区水路通報第42号によれば、事故現場付近では、平成21年10月26日から平成22年3月25日の、日出から日没の期間で、起重機船による捨石投入作業が実施されており、捨石投入箇所には灯浮標が設置されていた。 船長は、以前にも事故現場付近を航行した経験があり、オイルフェンスの存在は知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、鶴ノ子島南東方沖を航行中、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が鶴ノ子島南東方沖を航行中、適切な見張りを行わなかったため、工事用オイルフェンスに衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	